

白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>社会福祉法人白岡市社会福祉協議会</u></p> <p>(2) <u>公益社団法人白岡市シルバー人材センター</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>社会福祉法人白岡市社会福祉協議会</u>との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2～3 略</p>